コザ運動公園園路等基本・実施設計業務委託

概要仕様書

1.　業　務　名：コザ運動公園園路等基本・実施設計業務委託

2.　業務の場所：沖縄市諸見里２丁目　地内

3.　工　　期：着手日から令和９年３月 31 日迄

※本業務委託の期間は令和９年３月 31 日までとしているが、予算の繰越手続が完了したときは相応の期間延長を行うものとする。なお、繰越手続きが認められない場合、令和９年３月 31 日をもって業務を打ち切り、契約を終了する。

4.　契約上限額：56,200,000 円（消費税額を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

5.　業務の目的

コザ運動公園（以下、「本施設」）は、市民利用を始め、各種プロ、アマスポーツの合宿やプロ野球キャンプの受入れ、プロスポーツチームのホームタウンになるなど、スポーツコンベンション事業を推進し施設利用の増加を図っている。

本業務では、多様な来園者が安全・快適に利用できること、既存施設の効用を高めることを目的に、園路等の機能強化について検討し、基本・実施設計を行うものとする。

業務にあたっては、コザ運動公園再整備基本構想・基本計画でとりまとめた内容を参考にするとともに事業者提案に基づいて検討する。

・設計与条件

予定工事費については概ね４億円程度を想定とする。

令和８年度より既存野球場はプロ野球興行が可能となる改修工事の実施、また、令和９年度より本施設内において P-PFI※（公募設置管理制度）による飲食等収益施設の公募を予定するため、当該エリアとの相乗効果等を踏まえた提案をおこなうこと。

（※民間活力導入に関するサウンディング調査結果及び当該エリアは別途公開中の市ホームページを参照）

なお、本業務における基本的な考え方は以下のとおり。

（１）　既存施設の効用を高め、利用促進につながる配置・導線の検討

各体育施設及び沖縄アリーナ、宿泊施設の利用者ならびにイベント開催時の来場者の人流を把握・整理し、既存施設の効用を高め、利用促進につながる公園内の配置・導線を検討すること。

イベント開催時における歩行者、自動車、バス、搬入車両等の導線を考慮し、混雑や滞留、交通渋滞の緩和に配慮すること。

また、配置・導線案と整合したサイン計画、照明・植栽等を含む演出計画等について検討し、必要な整備内容を設計に反映すること。

（２）　公園利用者の安全性向上

歩行者と車両の導線や施設の老朽化対策等により、公園利用者が安全に利用できる園路を検討すること。

対象施設の老朽化対策については、既存擁壁の安全性および機能性を確認し、補修・補強、部分改修、更新または撤去・再構築等の対応方針を比較検討すること。

採用する改修案を整理し、最も有効な案を設計図書に反映すること。

（３）　公園利用者の快適性向上

バリアフリー性、回遊性、景観性等の観点から公園利用者が快適に利用できる園路を検討すること。

バリアフリー化に向けては、園路の線形・勾配の調整、迂回路の設定、階段・スロープの設置、踊り場・休憩スペースの配置、擁壁・法面等による地形処理その他の有効な手法を比較検討すること。

（４）　維持管理性

日常の管理業務も含めた総合的な維持管理が容易であること。

保守やライセンス等、整備後、運用にかかるランニングコストの縮減を含めた提案をすること。

※提案して導入する設備について、運用マニュアルや操作補助などの有無のほか、整備後の保守ライセンス料などのランニングコストを明確にすること。

6.　業務の対象

本業務の対象は、以下のとおりとする。

Ａ区．テニスコート及び北側園路　面積　約　1ha

Ｂ区．陸上競技場南側園路　　面積　約　0.9ha

※別紙（位置図、対象施設）を参照。

※園路の設計を行うにあたり、より有効な手法を検討するあたり上記の業務対象範囲を超えて提案することは妨げない。

7.　業務の内容

以下の項目を基本とし、協議のうえ業務を進めること。

（１）　基本設計

本施設全体園路を把握し、必要な調査、既存資料や本業務与条件等を踏まえ、本業務対象園路の機能や舗装種別等の大まかな仕様を検討する。なお、必要に応じて比較検討資料を作成すること。

（ア）基本設計時概算工事費等の算出：概算工事費、工事日数等の算出

（イ）基本設計説明書の作成：上記検討資料を取りまとめた報告書、基本設計図（配置図、平面図、導線計画図、主要断面図、主要構造物概要図、園路勾配が分かる図面、イメージスケッチ等）の作成

（２）　実施設計

基本設計をもとに、公共工事発注に必要となる設計図書及び根拠資料（構造、荷重、排水など）を作成する。なお、発注者の指示に応じて分割工事発注に対応した設計図書を作成する。

（ア）実施設計時概算工事費の算出：工種毎に数量計算書、数量内訳表、単価資料、見積資料等をとりまとめ、積算書を作成する。また、本施設の稼働状況を踏まえ、工事日数に応じた実施工程表を作成する

8.　業務の成果品

（1）業務報告書（正・副）

（2）電子データ（CD-R）

（3）工事発注に必要な設計図書

（4）イメージパース

（5）その他、発注者の指示によるもの

9.　提出書類等

（1）受注者は、業務の着手及び完了にあたり下記の書類を提出なければならない。

ａ．委託業務着手届　ｂ．委託業務工程表　ｃ．委託業務監理技術者等選任届

ｄ．委託業務打合せ書　ｅ．委託業務完了届　ｆ．再委託承諾願

※その他発注者の指示があるもの。

10. 業務遂行上における留意点

（1）受託者は、本業務の実施にあたり、発注者及び関係者と十分に相互調整を行いながら推進すること。

（2）受託者は、本業務の実施にあたり、関係する法令及び沖縄市契約規則等を順守し、誠実かつ確実に業務を遂行すること。

（3）受託者は、コザ運動公園再整備基本構想・基本計画等、過年度に実施した計画策定及び各種調査結果等を参考に進めるものとする。

（4）受託者は、本業務中に知り得た事柄について守秘義務を負うものとする。

（5）受託者は、業務の実施にあたり、管理技術者を配置し業務にあたること。

（6）受託者は、契約締結後、契約書に規定する契約関係書類を作成し、発注者の承認を得ること。

（7）測量、土質等の現地調査、埋試掘調査、また、法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ、その他申請、届け出、手続き等に関する図書作成及び申請等に係る費用については全て本業務に含むものとする。

（8）本業務で作成された成果物の著作権は発注者に帰属する。

（9）この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて協議すること。